

第8回会議「仮釈放のあり方等について」

取りまとめ

1 仮釈放の理念等

- 仮釈放制度は、受刑者の更生意欲を高めるとともに、円滑な社会復帰を促進するなどの観点から、有用な制度である。
 - 仮釈放審理に当たっては、再犯の危険が高い者を仮釈放しないよう適切に選別すべきであるが、重大再犯事件の続発を背景として、仮釈放の運用をいたずらに萎縮させることのないよう配慮すべきである。
 - 仮釈放者の矯正施設への平均在所期間が長期化し、無期刑仮釈放者が減少しているなど、仮釈放の運用が厳格化している状況を踏まえ、改善更生の意欲のある者は、現在の運用よりも更に早期に仮釈放し、社会内処遇に適さないおそれのある者は、仮釈放の判断を厳しくするなど、仮釈放の運用に当たり、メリハリのついた対応をなすべきである。

例えば、軽微な覚せい剤事犯者について、簡易尿検査を受けることを条件として、早期に仮釈放を認めることを検討すべきである。
 - 受刑者の円滑な社会復帰を促進するためには、社会内処遇の一層の充実を前提としつつ、すべての受刑者に社会内処遇を受けさせるのが望ましいと思われるが、そのための具体的な制度設計のあり方については、施設内処遇と社会内処遇を期間的にどのように組み合わせるのが適当かという観点から、検討を加える必要がある。この点に関しては、刑期満了者に対する指導・支援等の仕組みについて、刑事責任を果たし終えた者の自由を制約できるかという問題があることも踏まえつつ、更生保護分野だけでなく、広く関係機関において早急に検討する必要がある。

2 仮釈放許可の基準

〔継続検討中〕

3 地方更生保護委員会の委員構成等

- 仮釈放審理が内輪で行われているとの批判にこたえとともに、審理の公平性、的確性、専門性及び透明性等を高めるため、地方更生保護委員会の委員に民間出身者等更生保護官署出身者以外の者も積極的に登用すること、精神科医、臨床心理士、ソーシャルワーカー、法律家等の多様な専門的知見を審理に活用することなどとするべきである。

4 審理手続のあり方

- 仮釈放適格者を適切に選別するためには、問題の多い事件についての審理を充実させる必要があるが、委員を始めとする人的資源が限られていることにかんがみ、問題の少ない事件の審理を簡素化するなど審理手続にメリハリをつける必要がある。地方更生保護委員会の事務局を増強し、保護観察官による準備調査を充実させ、委員による調査や合議を支援させることによって、審理の充実を図る必要もある。

5 被害者意見の取扱い

- 仮釈放の審理をより一層犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするため、仮釈放審理の中で犯罪被害者等の意見をどのように聴取するかなどについて手続を明定し、意見を聴取した場合には、地方更生保護委員会がどのような対応をとったのか、理由を付して犯罪被害者等に示すこととすべきである。

なお、被害感情は変化し得ることを踏まえ、例えば反省や贖罪の様子といった加害者の裁判終了後の動向等に関する情報を犯罪被害者等に伝達した上で聴取した犯罪被害者等の意見を仮釈放審理に反映させる仕組みとすべきである。

- 犯罪被害者等が反対する限り一切仮釈放を認めないという運用に陥ることとは刑事政策的に望ましくなく、そうならないための配慮が必要である。